資料2

# 児童福祉審議会専門部会テーマ
# 「社会的養育推進計画の策定に向けて」

## 背　景

【平成28年6月　児童福祉法等改正】
- ○　里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援
- ○　養子縁組里親を法定化、養子縁組に関する相談支援

（上記2点：都道府県業務に）

【平成29年8月　新しい社会的養育ビジョン(国報告書)】
- ○　都道府県計画の見直し（平成３０年度末まで）
- ・　フォスタリング機関事業の創設（2020年度までに）
- ・　乳幼児の家庭養育原則の実現（5年以内に）
- ・　家庭養育や施設養育推計、施設の適切な配置（10年計画）
- ・　児童相談所・一時保護改革（５年計画）
- ・　特別養子縁組の推進（5年以内に、現状の約2倍に）

【平成30年7月　都道府県社会的養育推進計画の策定要領(国通知)】
新たな計画は、平成３０年度から可能なものから、順次取組を進めつつ、平成３１年度末までに策定すること

（記載すべき事項）①社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像、②子供の権利擁護、③市区町村の子供家庭支援体制の構築等、④代替養育を必要とする子供数の見込み、⑤里親等への委託の推進、⑥特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築、⑦施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化･機能転換、⑧一時保護改革、⑨自立支援の推進、⑩児童相談所の強化等、⑪留意事項

## 都の取組

【平成26年10月　児福審提言｢社会的養護の新たな展開に向けて｣
―家庭的養護･地域化の推進と切れ目のない支援ー】

【平成27年　4月　東京都社会的養護施策推進計画策定】
- ・社会的養護に占める家庭的養護の割合　31.7%(H27)　→ 概ね6割(H41)
  - ⇒　養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進
- ・子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケア
  - ⇒　施設の機能を強化（施設の小規模化、専門的ケアの充実）

【平成28年11月　児福審提言｢家庭的養護の推進について｣
ー家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて―】

## 主な課題・論点

**○　里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底**
- ・里親制度の普及と委託の促進、里親包括支援体制の強化、特別養子縁組への制度理解・支援の充実について

**○　施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化･機能転換**
- ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組及び人材確保・育成にかかる支援について

**○　児童相談所等の改革**
- ・一時保護期間の適正化、通学の保障、個別化されたケアの提供等「一時保護ガイドライン」に基づく一時保護改革のあり方
- ・人材の確保策、効果的な研修等のあり方など人材育成体制の強化策

⇒ 上記の課題･論点について、専門部会において審議し、平成31年度末までに都が策定する計画に反映させていく。

## スケジュール

| 部会 | 審議内容等 |
|---|---|
| 1回（H31年2月） | 都の現状と課題整理 |
| 2回（　　　5月） | ヒアリング（社会的養育経験者、ファミリーホーム） |
| 3回（　　　6月） | 里親等への支援① |
| 4回（　　　7月） | 施設の機能転換①<br>児童相談所等の改革① |
| 5回（　　10月） | 里親等への支援② |
| 6回（　　11月） | 施設の機能転換②<br>児童相談所等の改革② |
| 7回（　　12月） | まとめ、集約 |